

厚生労働省
東京労働局発表
令和2年6月5日

担当 東京労働局労働基準部監督課
監督課長 安田 幸次
統括特別司法監督官 石井 美佐子
電話：03(3512)1612

令和元年度の東京労働局管内における送検状況について

賃金不払、労働時間・休日にかかる違反に関する送検が減少

東京労働局（局長 土田浩史）は、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）における令和元年度の司法処理状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

1 概要

平成31年4月から令和2年3月までの1年間に、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、40件（前年度に比べ38件減少）の司法事件を東京地方検察庁に送検しました。

主な送検事項は、危険防止措置に関する違反が12件、賃金・退職金不払に関する違反が8件、割増賃金不払に関する違反が5件となっています。

また、業種別でみると、建設業（13件）が最も多く、次いで商業が7件、接客娯楽業が6件となっています。

2 違反事項の内容

（1）労働基準法・最低賃金法違反・・・23件

労働基準法・最低賃金法違反により送検したのは23件で、主な送検事項は、賃金・退職金不払に関する違反が8件、割増賃金不払に関する違反が5件、労働時間・休日に関する違反が3件でした。

（2）労働安全衛生法違反・・・17件

労働安全衛生法違反により送検したのは17件で、主な送検事項は、危険防止措置に関する違反が12件（このうち、墜落・転落災害に関する違反が4件）、労災かくしが2件でした。

3 今後の対応について

東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、同種の法違反を繰り返し、遵法状況に悪影響を及ぼすものや、法違反を原因として重大な労働災害を発生させたもの等、重大・悪質な事案については、引き続き積極的に送検手順をとる方針です。